

提出は郵送でお願いします



令和7年度 市民税・都民税申告の手引き

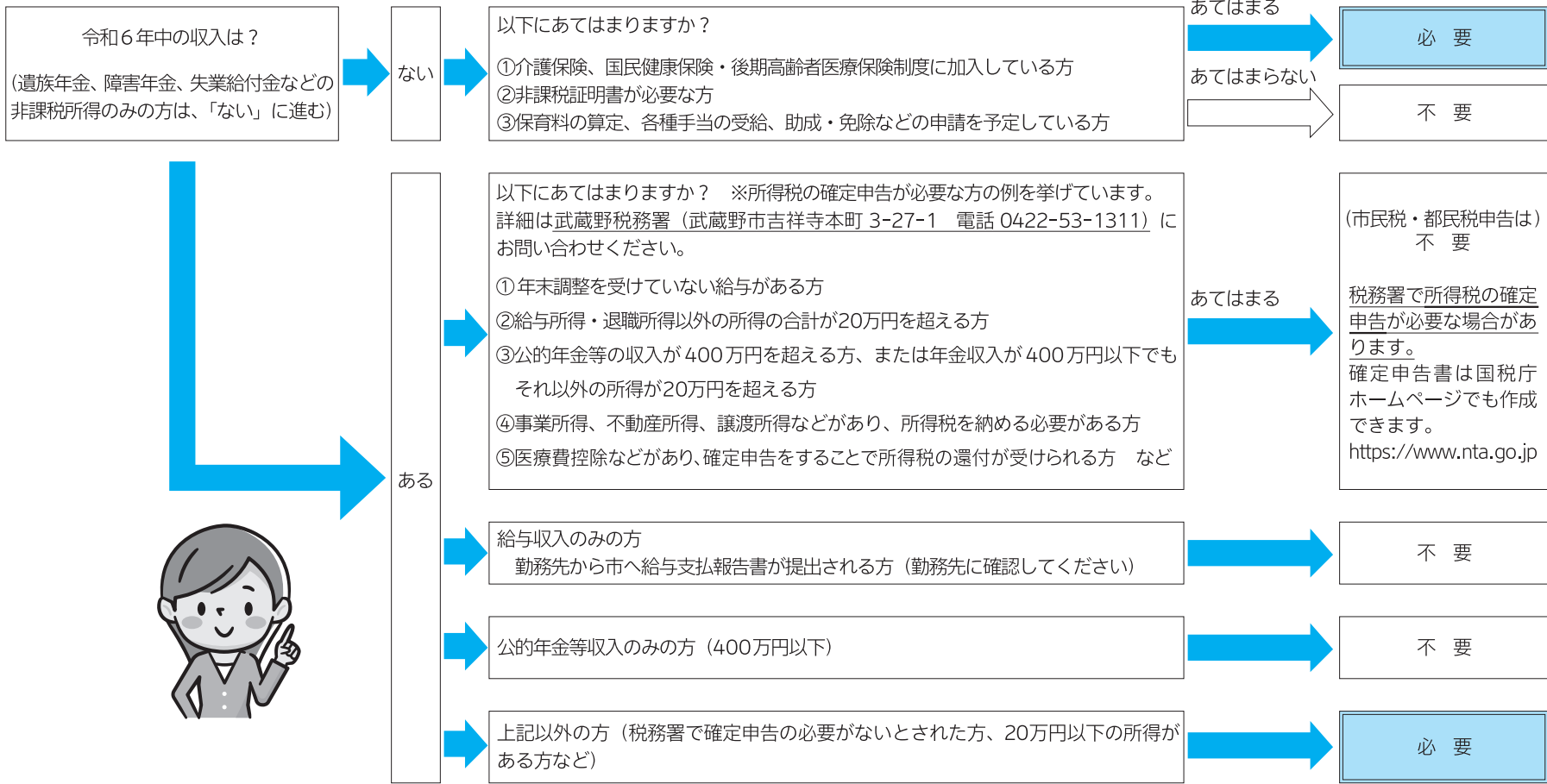
【申告期限】
3月17日（月）まで

令和7年1月1日に武蔵野市にお住まいの方は、下記のチャートで申告不要となる方を除き、原則として令和6年中の状況の申告が必要です。正確な税額、国民健康保険税などの算定のためにご協力をお願いします。

① 申告が必要か確認する

スタート

以下のチャートで、**必要**にあてはまった方は、②に進んでください。
★下記に関わらず、追加して控除を受けようとする場合は申告をしてください。



② 必要書類を用意し、申告書の記入をする ★収入、控除の書類は令和6年中のもの

黒インクで記入してください（筆記した文字等を消すことのできるボールペンは使用しないでください）。
記入方法は手引きの3～4ページをご覧ください。収入・控除に関する添付資料に記載されている情報は、申告書に転記不要です。

	項目	必要なもの
本人確認	申告者本人のマイナンバー確認書類	次の1～3いずれかの書類をご用意ください（※コピーを同封）。 1 マイナンバーカード（両面コピー） 2 通知カード（記載された氏名・住所等が住民票の内容と一致している場合のみ）と身分証明書※ 3 マイナンバーが記載された住民票・住民票記載事項証明書と身分証明書※ ※身分証明書の例：運転免許証、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の（療育）手帳、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証（コピーの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を塗りつぶしてください）など
収入	給与・公的年金等の収入	源泉徴収票（源泉徴収票がない場合は給与明細書など）
	その他の収入	収入金額や必要経費が分かる帳簿や領収書など
控除	社会保険料控除	控除証明書または領収書など（国民年金保険料についてはコピー不可）
	生命保険料・地震保険料控除	控除証明書（コピー不可）
	医療費控除	医療費控除の明細書または医療費のお知らせ（コピー不可）
	セルフメディケーション税制（医療費控除との選択適用）	セルフメディケーション税制の明細書
	障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書等
	配偶者控除・扶養控除	対象の親族が国外に居住の場合、親族関係書類と送金関係書類（参照：手引きおもて「★国外居住親族に係る扶養控除の申請について」）
	寄附金税額控除	寄附した団体などから交付された寄附金の証明書など（コピー不可）
	勤労学生控除	学生証、在学証明書など

③へ進む

③ 申告書・添付資料を提出する

申告会場は混雑します。郵送での提出をお願いします。
★同封の返信用封筒でご提出ください。



申告会場

	日時	場所
本会場	2月17日（月）～3月17日（月） ※土・日曜、祝日は除く 午前9時30分から正午 午後1時から午後4時30分	市役所本庁舎西棟4階（413会議室） JR三鷹駅北口よりバス①番乗り場 田無橋場・北裏・武蔵関駅行き乗車 約15分 ※昨年の申告会場と異なりますのでご注意ください。
出張受付会場	2月26日（水） 午前9時30分から正午 午後1時から午後4時	スイングスカイルーム（武蔵野スイングビル10階） JR武蔵境駅北口より 徒歩2分 武蔵野市境 2-14-1

★国外居住親族に係る扶養控除の申請について

令和6（2024）年度から国外居住親族に係る扶養控除等の適用について要件が厳格化されました。（国外居住の配偶者が配偶者控除を受けるための要件については変更ありません。）国外居住親族について扶養控除の適用を受けるには、次表のとおり区分に応じて該当するすべての確認書類を提出または提示する必要があります。なお、年末調整により扶養控除等の適用を受けている場合は提出不要です。

扶養控除を適用したい親族の年齢等		①親族関係書類	②送金関係書類	③その他必要書類
29歳以下または70歳以上		○	○	—
30歳以上 70歳未満	留学により非居住者となった者	○	○	留学ビザ等書類
	障害者	○	○	—
	申告者から38万円以上の支払いを受けている	○	○（親族ごとに38万円以上）	—
上記以外の者		（扶養の対象外）		

※必要書類が外国語で書かれている場合は、日本語訳の添付が必要です。

★医療費控除の明細書について

医療費控除の適用を受けるためには、医療費控除の明細書、医療費のお知らせ【医療保険者から交付を受けたもの（明細の記載を省略する場合）】の添付が必要です。医療費の領収書は添付せず、ご自宅で5年間保管してください。

医療費控除の明細書は、武蔵野市ホームページよりダウンロードできます（市役所窓口等でもお配りしています）。



【令和7年度（令和6年分）個人住民税の申告】

よくあるご質問



昨年収入がなかった人も、申告する必要がありますか？

→市民税・都民税申告は、国民健康保険税の算定や軽減、非課税証明書の発行など、市の各種サービスの資格判定などにも幅広く使われています。そのため、所得の有無にかかわらずできる限り申告してください。所得がなかった方は、手引き3ページに記入方法の説明があります。

税務署で確定申告の必要がないと言われました。市民税・都民税の申告は必要ですか？



→市民税・都民税の申告が必要な場合があります（例えば、公的年金等の収入金額400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額があるが、20万円以下である/控除の申告をすることで、市民税・都民税が減額になるなど）。判断に迷う場合は、市民税課までご相談ください。



令和6年度から森林環境税が新しくかかっていると聞きましたが？

→森林環境税は、森林維持などの目的で令和6年度から課されている国税です。住民税均等割と併せて徴収されることとなりますが、令和6年度から均等割が変更になったため均等割と合わせた税額に変更はありません。

	市民税の均等割額	都民税の均等割額	森林環境税	計
令和5年度まで	3,500円	1,500円	—	5,000円
令和6年度から	3,000円	1,000円	1,000円	5,000円

申告書の控えをもらうことはできますか？



→①記入済みの申告書のコピー②切手を貼った返信用の封筒（住所・氏名明記）を同封してください。申告書受付書が必要な場合も、同様に返信用の封筒を同封してください。



納税通知書はいつ頃届きますか？

→市民税・都民税が課税になった方には、6月初旬にご自宅へ税額の通知を郵送します（給与から徴収する方は、5月中旬にお勤め先に通知をお送りします）。市民税・都民税が非課税の場合は、納税通知書は送付していません。

武蔵野市財務部市民税課 〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28
電話 0422-60-1823

申告書の書き方

※令和7年度から全国的に申告書様式が「標準化様式」に統一されたため、記入箇所等が変わっています。



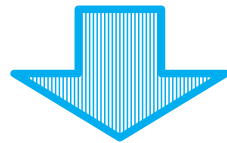
令和6年1月1日から12月31日までの状況について、次の①～④のステップにしたがって記入してください。

ステップ① 住所、氏名、電話番号などを記入する。

おもて面

A. 住所、氏名など

令和7年1月1日現在の住所、氏名、電話番号など枠内をすべて記入してください。また、申告書の下にある「市民税・都民税申告書受付書」にも住所、氏名を記入してください。



ステップ② 収入について記入する。

B. 1 収入がなかった方、非課税所得のみだった方

2 所得金額「②合計」の金額欄に「0」と記入してください。

収入がなかった方の例

- ・扶養、仕送りされていた方
- ・非課税所得（遺族年金・障害年金・失業給付金・育児休業給付金など）のみだった方
- ・預貯金、借入で生活していた方
- ・生活保護を受給していた方

C. 2 収入があった方

- ア. ①営業等：収入欄に令和6年中に確定した収入金額、所得欄に収入から経費を差し引いた金額、申告書裏面7番に内訳を記入。
- イ. ②農業 ※個別に必要経費の計算が必要。
- ウ. ③不動産 ※経費の明細書類を添付。

- オ. ⑤配当：上場株式等の配当金については確定申告をすると市民税・都民税でも合計所得金額に算入されます。その後の修正申告や更正の請求においてその選択を変更することはできません。
- なお、一般株式の配当金は申告が必要です。

- カ. ⑥給与：源泉徴収票に記載されていない項目を追加で申告する場合は合計額での記入が必要（「カ」に収入額を記入／「⑥」の記入は無くても可）。
- ※令和6年分の源泉徴収票を添付。
- ※源泉徴収票がない場合は、勤務先にご確認ください。手に入らない場合には申告書裏面6番に内訳と勤務先情報を必ず記入。

雑：以下⑦⑧⑨の3種類に分かれています。

- キ. ⑦公的年金等（遺族・障害・福祉年金は除く）源泉徴収票に記載されていない項目を追加で申告する場合は合計金額での記入が必要（「キ」に収入額を記入／「⑦」の記入は無くても可）。
- ※令和6年分の年金の源泉徴収票を添付。
- ク. ⑧業務（原稿料、講演料、食料品の配達など）収入欄に令和6年中に確定した収入金額、所得欄に収入から経費を差し引いた金額を記入。申告書裏面9番に内訳を記入。
- ※個別に必要経費の計算が必要。
- ※生命保険個人年金は、保険会社の作成する申告用の資料に必要経費が記載されています。

- シ. ⑩一時：収入額から必要経費と特別控除（最高50万円）を差し引き、2分の1にした金額を所得欄に記入。申告書裏面10番に内訳を記入。

おもて面

令和7年度（令和6年分）市民税・都民税 申告書

① 所得から差し引かれる金額に関する事項

② 所得金額

③ 所得金額調整控除

④ 所得金額調整控除の特例

⑤ 所得金額調整控除の特例

⑥ 所得金額調整控除の特例

⑦ 所得金額調整控除の特例

⑧ 所得金額調整控除の特例

⑨ 所得金額調整控除の特例

⑩ 所得金額調整控除の特例

⑪ 所得金額調整控除の特例

⑫ 所得金額調整控除の特例

⑬ 所得金額調整控除の特例

⑭ 所得金額調整控除の特例

⑮ 所得金額調整控除の特例

⑯ 所得金額調整控除の特例

⑰ 所得金額調整控除の特例

⑱ 所得金額調整控除の特例

⑲ 所得金額調整控除の特例

⑳ 所得金額調整控除の特例

㉑ 所得金額調整控除の特例

㉒ 所得金額調整控除の特例

㉓ 所得金額調整控除の特例

㉔ 所得金額調整控除の特例

㉕ 所得金額調整控除の特例

㉖ 所得金額調整控除の特例

㉗ 所得金額調整控除の特例

㉘ 所得金額調整控除の特例

㉙ 所得金額調整控除の特例

㉚ 所得金額調整控除の特例

㉛ 所得金額調整控除の特例

㉜ 所得金額調整控除の特例

㉝ 所得金額調整控除の特例

㉞ 所得金額調整控除の特例

㉟ 所得金額調整控除の特例

㊱ 所得金額調整控除の特例

㊲ 所得金額調整控除の特例

㊳ 所得金額調整控除の特例

㊴ 所得金額調整控除の特例

㊵ 所得金額調整控除の特例

㊶ 所得金額調整控除の特例

㊷ 所得金額調整控除の特例

㊸ 所得金額調整控除の特例

㊹ 所得金額調整控除の特例

㊺ 所得金額調整控除の特例

㊻ 所得金額調整控除の特例

㊼ 所得金額調整控除の特例

㊽ 所得金額調整控除の特例

㊾ 所得金額調整控除の特例

㊿ 所得金額調整控除の特例

裏面

① 所得から差し引かれる金額に関する事項

② 所得金額

③ 所得金額調整控除

④ 所得金額調整控除の特例

⑤ 所得金額調整控除の特例

⑥ 所得金額調整控除の特例

⑦ 所得金額調整控除の特例

⑧ 所得金額調整控除の特例

⑨ 所得金額調整控除の特例

⑩ 所得金額調整控除の特例

⑪ 所得金額調整控除の特例

⑫ 所得金額調整控除の特例

⑬ 所得金額調整控除の特例

⑭ 所得金額調整控除の特例

⑮ 所得金額調整控除の特例

⑯ 所得金額調整控除の特例

⑰ 所得金額調整控除の特例

⑱ 所得金額調整控除の特例

⑲ 所得金額調整控除の特例

⑳ 所得金額調整控除の特例

㉑ 所得金額調整控除の特例

㉒ 所得金額調整控除の特例

㉓ 所得金額調整控除の特例

㉔ 所得金額調整控除の特例

㉕ 所得金額調整控除の特例

㉖ 所得金額調整控除の特例

㉗ 所得金額調整控除の特例

㉘ 所得金額調整控除の特例

㉙ 所得金額調整控除の特例

㉚ 所得金額調整控除の特例

㉛ 所得金額調整控除の特例

㉜ 所得金額調整控除の特例

㉝ 所得金額調整控除の特例

㉞ 所得金額調整控除の特例

㉟ 所得金額調整控除の特例

㊱ 所得金額調整控除の特例

㊲ 所得金額調整控除の特例

㊳ 所得金額調整控除の特例

㊴ 所得金額調整控除の特例

㊵ 所得金額調整控除の特例

㊶ 所得金額調整控除の特例

㊷ 所得金額調整控除の特例

㊸ 所得金額調整控除の特例

㊹ 所得金額調整控除の特例

㊺ 所得金額調整控除の特例

㊻ 所得金額調整控除の特例

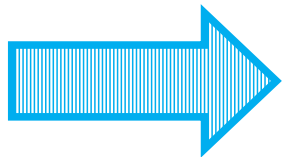
㊼ 所得金額調整控除の特例

㊽ 所得金額調整控除の特例

㊾ 所得金額調整控除の特例

㊿ 所得金額調整控除の特例

源泉徴収票の内容と申告内容がおなじ場合は、書き写す必要はありません。



ステップ③ 控除について記入する。

D. 3 所得から差し引かれる金額に関する事項、4 所得から差し引かれる金額

- ⑬社会保険料控除：添付する源泉徴収票に記載されていない自分で納めた健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、雇用保険料、介護保険料、厚生年金保険料、国民年金保険料などの支払金額内訳を「3」に、合計額を「4」に記入。
- ※国民年金保険料は、支払額の証明書類を添付（コピー不可）。

- ⑯小規模企業共済等掛金控除：控除証明書を添付（コピー不可）。支払額合計を「4」に記入。

- ⑰生命保険料控除：控除証明書を添付（コピー不可）。「3」に記入（「4」の記入は無くても可）。

- ⑲地震保険料控除：控除証明書を添付（コピー不可）。「3」に記入（「4」の記入は無くても可）。

- ㉔雑損控除：「3」には本人や生計同一の親族が受けた災害・盗難などによる損失額などを記入（「4」の記入は無くても可）。
- ※損害の証明書類を添付。

- ㉔医療費控除：以下（1）（2）いずれかの選択記入・添付。いずれの場合も「3」の「㉔医療費控除」の「415 医療費実質負担額」に金額を記入。「4」の「㉔402 医療費控除」には何も記載しないでください。

（1）医療費控除

本人や生計同一の親族のために支払った医療費の支払額を記入した医療費控除の明細書※を作成して添付。医療費の領収書の添付や提示では控除を受けられません。

※明細書には、治療を受けた方の氏名、支払額、医療機関・薬局名を記入してください。医療保険者から交付された医療費のお知らせ（原本）を添付すると、その分の明細を記入省略できます。

- （2）セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）「4」の「㉔医療費控除」にある「区分」の「□」に「1」と記入してください。「402 医療費控除」に金額の記載は不要です。

健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組※を行っている方が、本人や生計同一の親族のために特定一般用医薬品等を購入した金額を記入。セルフメディケーション税制の明細書を添付。

※特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査及びがん検診

E. 3 所得から差し引かれる金額に関する事項、4 所得から差し引かれる金額（寡婦、ひとり親、勤労学生、障害者の控除）

- ⑰寡婦控除：夫と離婚し子以外の扶養親族がいる女性や、夫と死別したのちに婚姻していない女性のうち、令和6年の合計所得金額【注1】が500万円以下の方は「3」の寡婦控除および「死別」もしくは「離婚」の左の「□」にチェック（✓）してください（「4」の記入は無くても可）。

- ⑱ひとり親控除：生計同一の子（令和6年の総所得金額等【注2】が48万円以下）がいる方で、令和6年の合計所得金額【注1】が500万円以下の単身者は、「3」の「ひとり親控除」の左の「□」にチェック（✓）してください（「4」の記入は無くても可）。

- ⑲勤労学生控除：本人が大学等の学生で、①令和6年の合計所得金額【注1】が75万円以下で②給与と所得等以外の所得が10万円以下の場合、「3」の勤労学生控除の左の「□」にチェック（✓）して令和6年12月31日時点の学校名を記入。学生証などのコピーを添付（「4」の記入は無くても可）。

- ㉔障害者控除：本人が障害者手帳などを交付されている場合、「3」に本人の氏名、「障害の程度」欄に手帳の種類と等級を記入。65歳以上の方で、障害者控除対象者の認定書の交付を受けた方（市役所高齢者支援課へ申請）も控除対象になります（「4」の記入は無くても可）。

F. 3 所得から差し引かれる金額に関する事項、4 所得から差し引かれる金額（扶養している親族等）

以下の条件にあてはまる方を扶養し、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の適用を受ける場合、「㉔」～「㉔」および「16歳未満の扶養親族」欄に該当者の氏名、生年月日、マイナンバーを記入し、「㉔扶養控除」と「16歳未満の扶養親族」については「同居・別居の区分」のあてはまる「□」にチェック（✓）をつけてください（別居の場合は申告書裏面「12」にも氏名・住所を記入）。同一生計配偶者（「同一生計配偶者」の左の「□」にチェック（✓））・16歳未満の扶養親族についても記入。障害者手帳などを交付されている場合には、障害の程度などを上の「㉔」に氏名とともに「本人」の場合の例にならって記入。

- ・生計同一の配偶者について…令和6年の合計所得金額【注1】が133万円以下
- ・生計同一の親族について…令和6年の合計所得金額【注1】が48万円以下（「4」の記入は無くても可）。

また、扶養控除などの適用を受けない場合でも、以下のいずれかの条件を満たす方を扶養する場合は、申告書裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」に該当者の氏名などの記入をしてください（申告書おもて面への記入はしないでください）。

- ・23歳未満（平成14年1月2日以降生）の扶養親族
- ・特別障害者である同一生計配偶者
- ・特別障害者である扶養親族

※国外に居住する親族を扶養する場合には別途証明書類が必要です。詳細についてはおもて面「★国外居住親族に係る扶養控除の申請について」をご覧ください。

「㉔基礎控除」、「㉔㉔から㉔までの計」の記入は無くても可です。

【注1】合計所得金額：「2 所得金額」の「合計㉔」欄の総所得と山林・退職・分離課税所得を合計した金額

【注2】総所得金額等：【注1】から、純損失、雑損失の繰越控除をしたもの

☆控除について詳細はホームページをご覧ください。



ステップ④ そのほか該当する項目を記入する。

G. 5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・都民税の納税方法

給与や公的年金等以外の所得にかかる住民税の納税方法について、希望がある場合には該当の「□」にチェック（✓）をつけてください。

裏面

H. 14 寄附金に関する事項

該当する各項目に寄附した金額を記入してください。武蔵野市の条例指定分は、東京都と同じです。寄附先から交付された証明書を添付してください。（コピー不可）